

投信積立サービス約款 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p>第3条 注文日・金額の指定</p> <p>1. お客様は、インターネットにより当社所定の方法で、<u>毎月一定の日</u>を指定（以下「注文日」といいます。）し、当社の定める金額以上かつ当社の定める単位で金額の指定を行うものとします。なお、当社が必要と認める場合には、金額若しくは単位を随時、変更することができるものとします。</p> <p>2. お客様は、当社の定める範囲内で、指定する特定の月に金額を増額できるものとします。</p> <p>第10条 本契約の解除</p> <p>1. (省 略)</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>(4) お客様が、第11条の約款の変更に同意しない場合</p> <p>(5)～(6) (省 略)</p> <p>2. ～3. (省 略)</p> <p>第11条 約款の変更</p> <p>この約款は、法令の変更、監督官庁の指示又は日本証券業協会が定める諸規則の変更等、その他当社が必要と認めたときは、変更されることがあります。<u>この場合、当社は相当と認める方法により変更事項をお客様に通知し、当社所定の期日までに異議の申出がない場合はご同意いただいたものとして取扱います。</u></p> <p>附則</p> <p>この約款は、<u>平成26年4月1日</u>より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>第3条 注文日・金額の指定</p> <p>1. お客様は、インターネットにより当社所定の方法で、<u>買付頻度、および注文日</u>を指定し、当社の定める金額以上かつ当社の定める単位で金額の指定を行うものとします。なお、当社が必要と認める場合には、<u>買付頻度、金額若しくは単位</u>を随時、変更することができるものとします。</p> <p>2. <u>買付頻度に毎月を指定した場合</u>、お客様は、当社の定める範囲内で、指定する特定の月に金額を増額できるものとします。</p> <p>第10条 本契約の解除</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>(1)～(3) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(削 除)</u></p> <p>(4)～(5) (現行どおり)</p> <p>2. ～3. (現行どおり)</p> <p>第11条 約款の変更</p> <p>この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、又は日本証券業協会が定める諸規則の変更等、その他当社が必要と認めたときは、<u>民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当社ホームページ等への掲載、又はその他相当の方法により周知します。</u></p> <p>附則</p> <p>この約款は、<u>2020年4月1日</u>より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>